

令和7年(2025年)第7回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年7月27日(金)午後1時30分から午後3時30分

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(11人)

会長	12番	荒木	隆志		
会長職務代理者	8番	大野	智美		
委員	2番	佐々木	淳	3番	高橋 洋
	4番	大橋	敏範	5番	倉下 きよみ
	6番	久保	正人	7番	笹塚 成之
	9番	長井	修	10番	佐藤 寛樹
	11番	山崎	常雄		

4 欠席委員(1人)

1番 大田 和広

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第1号 農地所有適格法人の要件確認について
- 第 5 報告第2号 農用地利用関係の調整結果について
- 第 6 議案第1号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
- 第 7 議案第2号 土地の現況証明願出について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 山口 丈夫 農地係長 小貫 直人

8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、１１名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第７回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第９条の規定により議長において、２番 佐々木淳君、３番 高橋洋君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の山口事務局長と小貫係長を指名いたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日１日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日１日間と決定しました。

日程第３、諸般の報告をいたします。

令和７年第６回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。その内容は別紙動静書のとおりであります。

次に、大田委員より、所用のため、本日の総会に欠席する旨の届け出がありましたので、報告します。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第４、報告第１号「農業経営改善計画の認定について」の件

日程第５、報告第２号「農用地利用関係の調整結果について」の件を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 報告第１号の朗読と説明】

５件の報告がありました。

法人形態、売上高、構成員要件、役員の従事要件など全ての要件を満たしております。要件確認書は、５～９ページに添付しております。

以上で、報告第１号の朗読と説明を終わります。以上で、報告第１号の朗読と説明を終わります。

議 長

【事務局 報告第2号の朗読と説明】

令和7年7月14日に農用地利用関係調整委員会を開催し利用調整を行いました。調整価格をご覧のとおりです。図面を11ページに添付しています。

以上で、報告第2号の朗読と説明を終わります。

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、報告第1号から報告第2号を報告済とします。

日程第6、議案第1号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第1号の朗読と説明】

本件については、売買が1件、権利の新規設定が1件、再設定が1件、計3件になります。権利の設定は番号1が売買、2番が新規設定、3番が再設定となります。2番は前回と借主が変わるため新規扱いです。

権利設定の内容等については、13・14ページに。農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各号に対する要件確認のチェックリストは15.16ページに、対象地の図面は17ページから19ページに掲載していますのでご確認ください。

なお、チェックリストですが15ページのNo.1は売買の16ページのNo.2は賃貸借のチェックリストになります。

議決後ですが、当農業委員会が北海道農業公社に対し促進計画を定めるよう要請を行い、要請を受けた北海道農業公社は計画を決定し、ニセコ町は道から権限委譲を受けているため、ニセコ町長に対し認可申請を行います。

以上で、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第1号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑」なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第7、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第2号の朗読と説明】

現況証明願いが9件あり、7月15日に現地確認を行いました。内容については21から44ページに添付しています。

以上で、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議長

引き続き、当番委員より、補足説明をお願いします。

【担当委員 現地調査補足説明】

○番

○番です。

現地調査に係る補足説明をいたします。

先般、7月15日に、会長・地区担当委員・事務局と私とで現地調査を実施しました。

番号1番です。

ここは30年以上耕作が行われていない場所で、丈の低い雑木があり、イタドリなどの雑草もありますが、荒廃の度合いを勘案し、非農地と判断することはできませんでしたので再調査を望みます。

番号2番です。

ここは10年以上耕作が行われていない場所で、丈の高い雑木があり、イタドリやススキなどの雑草も著しい状態です。農地として復元し利用することは、困難であるため、非農地と判断することが適当であると思われました。

番号3番です。

ここは10年以上耕作が行われていない場所で、丈の低い雑木があり、ススキなどの雑草もありますが、荒廃の度合いを勘案し、非農地と判断することはできませんでしたので再調査を望みます。

番号４番です。

ここは１０年以上耕作が行われていない場所で、丈の高い雑木があり、イタドリやススキなどの雑草も著しい状態です。農地として復元し利用することは、困難であるため、非農地と判断することが適当であると思われました。

番号５番です。

ここは１０年以上耕作が行われていない場所で、奥のほうには丈の高い雑木があり、森林化していますが、そのほかは荒廃の度合いを勘案し、採草可能な牧草地と判断できるため、非農地と判断することはできませんでした。

番号６番です。

①ですが、ここは１０年以上耕作が行われていない場所で、森林化しており、農地として復元し利用することは、困難であるため、農地以外と判断することが適当であると思われました。

②ですが丈の低いシラカバや柳や葦やヨモギなどの雑草がありますが、荒廃の度合いを勘案し、非農地と判断することはできませんでしたので再調査を望みます。

番号７番です。

ここは１０年以上耕作が行われていない場所で、雑木があり、イタドリやススキなどの雑草も著しい状態です。農地として復元し利用することは、困難であるため、非農地と判断することが適当であると思われました。

番号８番です。

ここは１０年以上耕作が行われていない場所で、ススキなどの雑草も著しい状態ですが、荒廃の度合いを勘案し、非農地と判断することはできませんでしたので再調査を望みます。

番号９番です。

①ですが、１０年以上耕作が行われていない場所で、丈の高い雑木があり森林化しているため、農地として復元し利用することは、困難であるため、非農地と判断することが適当であると思われました。

②ですが、平成１１年に非農地通知を発行済みとなっている土地でしたが、所有者の都合により現況証明願いが出されたものでしたでした。

非農地通知後、一部家庭菜園になっていましたが 300 ㎡未満のため非農地として問題はないと思われます。

議 長

事務局より補足説明をお願いします。

事務局

【事務局 補足説明】

事務局より補足です。今回は先ほど佐々木委員から報告があった通り、調査結果が農地・非農地と別れています。

そこで再確認の意味で、現地調査の判定の根拠になる「ニセコ町農業委員会現況証明等事務取扱要綱」をお配りしています。平成29年度からこの要綱により現地調査を行い、現況の判断を行っています。

今回の7月15日に行った現地調査はこの要綱の第8条第2項の規定に基づき調査結果を出しています。

そのため先ほどの報告で第8条第2項第1号にあるとおり付近の宅地化の度合、休耕の程度、面積の狭小、非農家の耕作、転用の許可等により単に判断せず、土地の現況によって厳正に判断し、第8条第2項第2号にあるとおり、荒廃の度合等を考慮し、農地・非農地の調査報告を行ったことになります。

この後、議案第2号の別紙の一番右側にある、審議を行うことになりますが、今回は現況調査の申請者全員が地目変更を行いたく、非農地の証明を求めているので、第8条第3項に農業委員会は現地調査の結果、現況の判断が困難なもの、若しくは願出の内容が現況と相違していると判断される場合は、総会で審議の上、願出人に対し現況証明が発給できない旨、あるいは不適當である旨を通知の上、農地転用許可の申請等を行うよう指導しなければならない。とありますので、農地と審議結果になった場合は、農地転用許可の申請や農業者でない場合はあつせんなどを行うよう指導しなければならないのを特に地区担当の農業委員さんは認識頂きたい点になります。

そのうえで、審議になりますが、判断基準は要綱第9条になります。

第9条で、現況証明を発給する場合は、願出地 自体の事実状態に基づいて客観的に判定し処理するものとし、その判断基準は次の事項のとおりとする。とありますので

まず一つ目が第1号 物理的・経済的に見て耕作になる可能性がなく、耕作放棄により原野化している土地。

2つ目が第2号、多年草雑草や灌木、笹が繁茂している土地

最後に第3号農家が通常保有している農業用機械では耕起が不可能な土地とありますので、これにより審議していただければと思います。

議長

採決は、番号1番、3番、6番、8番を再調査、残りは調査結果をもって採決とします。

これより、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【「質疑」なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。
これより、議案第2号「土地の現況証明願出について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。
以上で、告示された議案は全部終了いたしました。

これをもって、令和7年7月28日、第7回ニセコ町農業委員会総会を閉会
いたします。
どうもご苦労さまでした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するため
ここに署名する。

令和7年7月25日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 議席 2 番 佐々木 淳

署名委員 議席 3 番 高 橋 洋